平成２７年（フ）第２号
長崎県松浦市志佐町庄野免484番地、従前の住所兵庫県明石市硯町１丁目６番５号
債務者　中村　広人
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
横浜市港南区芹が谷２丁目14番１号
債務者　内山　良子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
北海道帯広市柏林台北町３丁目１番地　柏林北町２―2091
債務者　沼田　和祥
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月21日午前11時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
愛知県名古屋市北区黒川本通３丁目41番地の１　メゾン磯部第５ビル４Ｂ号、前住所静岡県浜松市西区西山町1843番地
債務者　井村　明子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７７４号
大阪府豊中市寺内２丁目14番７―303号
債務者　西風　敬子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１号
岡山市中区門田文化町１丁目２番12号セントエルモ門田文化町109、旧住所岡山市北区岩田町６番６号セキホウハイツ206号
債務者　落合　辰哉
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９０号
岡山市中区国富985番地１　レオパレスＳＨＩＮＢＡＫＵ204号室
債務者　髙橋　文夫
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１００号
東京都足立区西保木間３丁目11―７―206
債務者　池田　典夫
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１１１号
埼玉県さいたま市南区辻８丁目13―17―202
債務者　宇田川智美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１１２号
神奈川県横浜市青葉区黒須田21―７―101
債務者　穂積　建人
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１１５号
神奈川県川崎市中原区下小田中２丁目24―19―102
債務者　折原　清助
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１１６号
神奈川県川崎市中原区下小田中２丁目24―19―102
債務者　折原　朝子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８号
静岡県榛原郡吉田町住吉2041番地の１
債務者　岸端金太郎
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９号
静岡県榛原郡吉田町住吉2041番地の１
債務者　岸端富美子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９４号
沖縄県中頭郡中城村字南上原615番地７　Ｍａ・サンセヴェリア605、住民票上の住所沖縄県中頭郡中城村字南上原626番地　第２富島アパート101号
債務者　仲本　忠正
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部